

官報

号外 昭和二十四年四月一日

第五回参議院會議錄第六号

昭和二十四年三月三十一日(木曜日)午前十時十一分開議

議事日程 第五号

昭和二十四年三月三十一日

午前十時開議

第一 公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第二 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第三 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第四 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第五 電気通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第六 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第七 労働省婦人少年局廃止反対に関する請願

(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨三十日本院は衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

官報号外 昭和二十四年四月一日

参議院會議錄第六号 議長の報告

石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律案

配炭公團法の一部を改正する法律案

日本専賣公社法の一部を改正する法律案

公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案

造船局振置運轉資本の増加等に関する法律案

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は即日これを衆議院に送付した。

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

地方財政委員会法の一部を改正する法律案

貿易公團法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案を衆議院に送付した。

国家公務員法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

貿易公團法の一部を改正する法律案

食料品配給公團法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の議案を提出した。

公認会計士法の一部を改正する法律案

昭和二十二年一般会計歳入歳出決算

昭和二十二年一般会計歳入歳出決算

昭和二十二年特別会計歳入歳出決算

同日内閣から左の議案を提出した。

公認会計士法の一部を改正する法律案

昭和二十二年一般会計歳入歳出決算

昭和二十二年特別会計歳入歳出決算

同日内閣から左の議案を提出した。

公認会計士法の一部を改正する法律案

昭和二十二年一般会計歳入歳出決算

昭和二十二年特別会計歳入歳出決算

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案

郵便振替に関する約定に加入することについて承認を求めめるの件

代金引換郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めめるの件

價格表記の書状及び箱物に関する約定に加入することについて承認を求めめるの件

昭和二十三年一般会計予算補正(第3号)

昭和二十三年特別会計予算補正(第3号)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

財政法の一部を改正する法律案

酒類配給公團法の一部を改正する法律案

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

会計法の一部を改正する法律案

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案

郵便振替に関する約定に加入することについて承認を求めめるの件

代金引換郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めめるの件

價格表記の書状及び箱物に関する約定に加入することについて承認を求めめるの件

昭和二十三年一般会計予算補正(第3号)

昭和二十三年特別会計予算補正(第3号)

同日内閣から左の報告書を受領した。

第四回國會における予防接種に因る災禍事件に関する決議に対する報告書

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

財政法の一部を改正する法律案

酒類配給公團法の一部を改正する法律案

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

会計法の一部を改正する法律案

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案

郵便振替に関する約定に加入することについて承認を求めめるの件

代金引換郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めめるの件

價格表記の書状及び箱物に関する約定に加入することについて承認を求めめるの件

昭和二十三年一般会計予算補正(第3号)

昭和二十三年特別会計予算補正(第3号)

同日内閣から左の報告書を受領した。

第四回國會における予防接種に因る災禍事件に関する決議に対する報告書

昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

第四回院會における私学振興のため
の金融機關設立に関する決議に對する
報告書

同日議院において採択することを議決
した厚生省児童局廃止反對に関する請
願外四件の請願及び厚生省児童局廃止
反對に関する陳情外二件の陳情は各々
意見書を附し、即日これを内閣に送付
した。

同日議員から左の質問主意書を提出し
た。

利根川、荒川、渡瀬川改修等に関す
る質問主意書(小川友三君提出)

六、三制教育に関する質問主意書
(小川友三君提出)

倫製造課税及び製産に関する質問主
意書(小川友三君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送し
た。

上田織維専門學校單科大学昇格に関
する質問主意書(矢野西雄君提出)

農地改良費に関する質問主意書(小
川友三君提出)

各都道府縣水害対策費に関する質問
主意書(小川友三君提出)

行政整理に関する質問主意書(小川
友三君提出)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

労働委員会請願審査報告書第一号

労働委員会請願特別報告第一号

臨時物資需給調整法の一部を改正す
る法律案可決報告書

國家行政組織法の一部を改正する法
律案可決報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律
案可決報告書

電気通信省設置法の一部を改正する
法律案可決報告書

公認会計士法の一部を改正する法律
案可決報告書

昭和二十二事業年度前期持株会社監
理委員会経費收支計算書並びに譲受
財産に関する財産目録及び收支計算
書議決報告書

昭和二十二事業年度後期持株会社監
理委員会経費收支計算書並びに譲受
財産及び過度経済力集中排除法第七
條第二項第五号の規定に基きその譲
受けたる財産に関する財産目録及び
收支計算書議決報告書

特殊財産資金歳入歳出決算議決報告
書

檢察及び裁判の運営等に関する調査
報告書

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員
に任命することを承認した旨回答し
た。

- (主計局長) 阪田 泰二君
- (主計局第一部長) 東條 猛猪君
- (主計局第二部長) 石原 周夫君
- (主計局第三部長) 平井 平治君
- (主計局第四部長) 佐藤 一郎君
- (主計局第五部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九部長) 内藤 敏男君
- (主計局第十部長) 内藤 敏男君
- (主計局第十一部長) 内藤 敏男君
- (主計局第十二部長) 内藤 敏男君
- (主計局第十三部長) 内藤 敏男君
- (主計局第十四部長) 内藤 敏男君
- (主計局第十五部長) 内藤 敏男君
- (主計局第十六部長) 内藤 敏男君
- (主計局第十七部長) 内藤 敏男君
- (主計局第十八部長) 内藤 敏男君
- (主計局第十九部長) 内藤 敏男君
- (主計局第二十部長) 内藤 敏男君
- (主計局第二十一部長) 内藤 敏男君
- (主計局第二十二部長) 内藤 敏男君
- (主計局第二十三部長) 内藤 敏男君
- (主計局第二十四部長) 内藤 敏男君
- (主計局第二十五部長) 内藤 敏男君
- (主計局第二十六部長) 内藤 敏男君
- (主計局第二十七部長) 内藤 敏男君
- (主計局第二十八部長) 内藤 敏男君
- (主計局第二十九部長) 内藤 敏男君
- (主計局第三十部長) 内藤 敏男君
- (主計局第三十一部長) 内藤 敏男君
- (主計局第三十二部長) 内藤 敏男君
- (主計局第三十三部長) 内藤 敏男君
- (主計局第三十四部長) 内藤 敏男君
- (主計局第三十五部長) 内藤 敏男君
- (主計局第三十六部長) 内藤 敏男君
- (主計局第三十七部長) 内藤 敏男君
- (主計局第三十八部長) 内藤 敏男君
- (主計局第三十九部長) 内藤 敏男君
- (主計局第四十部長) 内藤 敏男君
- (主計局第四十一部長) 内藤 敏男君
- (主計局第四十二部長) 内藤 敏男君
- (主計局第四十三部長) 内藤 敏男君
- (主計局第四十四部長) 内藤 敏男君
- (主計局第四十五部長) 内藤 敏男君
- (主計局第四十六部長) 内藤 敏男君
- (主計局第四十七部長) 内藤 敏男君
- (主計局第四十八部長) 内藤 敏男君
- (主計局第四十九部長) 内藤 敏男君
- (主計局第五十部長) 内藤 敏男君
- (主計局第五十一部長) 内藤 敏男君
- (主計局第五十二部長) 内藤 敏男君
- (主計局第五十三部長) 内藤 敏男君
- (主計局第五十四部長) 内藤 敏男君
- (主計局第五十五部長) 内藤 敏男君
- (主計局第五十六部長) 内藤 敏男君
- (主計局第五十七部長) 内藤 敏男君
- (主計局第五十八部長) 内藤 敏男君
- (主計局第五十九部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六十部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六十一部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六十二部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六十三部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六十四部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六十五部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六十六部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六十七部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六十八部長) 内藤 敏男君
- (主計局第六十九部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七十部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七十一部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七十二部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七十三部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七十四部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七十五部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七十六部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七十七部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七十八部長) 内藤 敏男君
- (主計局第七十九部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八十部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八十一部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八十二部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八十三部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八十四部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八十五部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八十六部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八十七部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八十八部長) 内藤 敏男君
- (主計局第八十九部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九十部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九十一部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九十二部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九十三部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九十四部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九十五部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九十六部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九十七部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九十八部長) 内藤 敏男君
- (主計局第九十九部長) 内藤 敏男君
- (主計局第一百部長) 内藤 敏男君

○議長(松平恒雄君) これより本日の
會議を開きます。日程第一、公認會計
士法の一部を改正する法律案(内閣提
出)を議題といたします。先ず委員長
の報告を求めます。大藏委員長櫻内辰
郎君。

〔審査報告書は都合により第九号
末尾に掲載〕

公認会計士法の一部を改正する法
律案

右
院會に提出する。
昭和二十四年三月三十日
内閣總理大臣 吉田 茂

公認会計士法の一部を改正する法
律案
公認会計士法の一部を改正する法
律案

公認会計士法(昭和二十三年法律
第百三号)の一部を次のように改正
する。

第八條第一項中「会計学、簿記、
原價計算、経済学、経営学、財政
学、金融論、民法(親族及び相続に
関する部分を除く。並びに商法海
商、手形及び小切手に関する部分
を除く。)」を「会計学(簿記、財務諸
表論、原價計算及び監査論に分ける。)、
経営学、経済学並びに商法(海商、
手形及び小切手に関する部分を除
く。)」に改める。

第九條第一号中「会計学、簿記、
原價計算、経営学及び金融論」を
「会計学及び経営学」に、同條第二号
中「経済学、財政学及び金融論」を
「経済学」に、同條第三号中「民法及
び商法」を「商法」に改める。

第三十三條に次の一項を加える。
3 第一項の規定により出頭又は鑑
定を命ぜられた参考人又は鑑定人
は、政令の定めるところにより、
旅費、日当その他の費用を請求す
ることができる。

第三十四條第二項中「又は実費を
支弁して、」を「又は大藏省令の定め

るところにより実費を支弁して、」に
改める。

第三十六條第二項中「以上の公認
会計士を「以上の者」に改め、同條
第三項を削る。
第四十二條を次のように改める。
(委員の報酬)
第四十二條 委員は、予算の範囲内
で、大藏大臣の定める額の報酬を
受ける。
第五十六條但書中「四月一日」を
「十月一日」に改める。
第五十七條第二項第五号中「会社」
の下に「で資本金額株金総額、出資
総額、株金総額及び出資総額の合計
額又は基金総額をいう。)(五百万円
以上のもの」を加える。
第五十七條の次に次の一條を加え
る。
第五十七條之二 特別公認会計士試
験の合格者を定める場合には、試験
科目の成績により定める外、必要
に應じ、受験者が前條第二項各号
に掲げる職に在つた年数をしん
しやくして定めることができる。
2 前項の規定による年数のしんし
やくの方法については、会計士管
理委員会規則で定める。
第六十條第一項を削り、第二項を
第一項とし、以下順次一項ずつ繰り
上げる。
第六十三條中「昭和二十六年」を
「昭和二十三年」に改める。
第六十五條第三項中「第十一條の
規定の適用については」を「會計士
補が第三次試験を受ける場合におい
て第十一條の規定の適用について
は、」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年三月
三十一日から施行する。但し、第
五十七條第二項第五号の改正規定
は、この法律施行の日から十月を
経過した日後に行つて特別公認會計
士試験から適用する。

2 公認会計士法の一部を改正する
法律(昭和二十三年法律第二百七
十五号)は、廃止する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕
○櫻内辰郎君 只今議題となりました
公認会計士法の一部を改正する法律案
の大藏委員会における審議の経過並び
に結果を御報告いたします。去る三月
三十日、慎重に審議いたしました。質
疑應答の後、討論に入り、採決の結
果、全会一致を以て原案通り可決すべ
きものと決定いたしました次第であります。

先ず本案の提案理由及び内容につ
いて申し上げます。現行法においては、會
計士管理委員会の委員は、公認會計士
以外の者から任命できないことになつ
ておりますが、廣く人材を求むる意味
から、この制限を撤廃せんとするもの
であります。次に、昭和二十三年十二
月二十八日公布された公認會計士法の
一部を改正する法律によりまして、一
定の年限以上計理士の業務に従事した
者は、正規の試験を受けずして、公認
會計士又は會計士補となることができ
ることになつておりますが、高度の國
家試験により世界的水準に達する公認
會計士制度を設ける趣旨に副わないの
であります。この特例を廃止せんと
するものであります。又公認會計士法
の運用の実情に鑑みまして、公認會計
士の試験方法、現在の計理士がその業

務を営み得る期間の延長等、若干の改正をなさんとするものであります。

さて本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに対し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくして質疑を終局し、討論に入り、採決の結果全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。右御報告申し上げます。

(拍手)
○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。経済安定委員長佐々木良作君。

審査報告書
臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年三月三十日
経済安定委員長 佐々木良作
参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名
鎌田 逸郎 川村 松助
藤井 丙午 安達 良助

官報号外 昭和二十四年四月一日 参議院会議録第六号 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

奥むめお 三木 治朗
帆足 計

要領書
一、委員会の決定の理由
本改正案は、現下の経済情勢に鑑み臨時物資需給調整法の有効期限を、明年三月末日まで一箇年延長せんとするものである。日本経済の現状は、敗戦による破壊から未だ立ち直らず、経済統制を継続する必要がある。なお同法はその運用の面において不備の点が多く、これが改善は必要であるが差当り有効期限の延長は止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失
物資需給統制を継続し、日本経済の安定に資する利益がある。

三、費用
この改正には、別に費用を要しない。

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十四年三月二十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案
臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和二十四年四月一日を昭和二十五年四月一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

一日を昭和二十五年四月一日」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔佐々木良作君登壇、拍手〕
○佐々木良作君 只今議題となりました臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案の委員会の審議の経過と結果について御報告申し上げます。

先ず、本法律案は昭和二十四年四月一日に効力を失います。最近我が國の経済も漸次安定の度を増して、物資の生産も相当の回復を示して来たのであるけれども、まだ全般的な物資の需給のバランスを回復するに至つておられないので、我が國の経済の急速な安定復興を図るために、今後少くとも一ヶ月間は引續いてこの経済統制を実施する必要があるので、こういふのが提案の理由であつたわけでありませう。

この提案理由に基く同法の審議に對しまして、先ず多数の委員よりそれぞれ質疑が行われたのでありますが、特に大きな問題として、この法案は御存じのように非常に廣汎な委任立法による統制法規であります。現在の民主自由党内閣が自由経済と言いますか、或いは自由な経済を政策の最も基調としている場合において、この今の政府がこのような基本的な統制法規のあり方をどういふふうに考えるのか。特にまだ施政の方針も明らかにされて

ない以前に、このように非常に統制法規の基本法が簡単に説明されて、非常に短期間に審議をされなければならぬといふことについて、どういふ政府としては意図があるのかというふうなことが質問され、更に内容的に入りましては、この物資統制の運用の実施の面において、幾多の現在弊害や欠点やら矛盾が来ておるのであるけれども、特に統制の品目の範囲とか、或いは統制の方法、機構などの整備改善について、政府はどうか具体的な内容を持つておるか、方針を持つておるかというふうなことも、又同法による物資需給は行政官廳の非常に一方的な意思によつて行われておるのであるけれども、これをより民主的にするために民間人による審議機關を設け、又事業者團體を活用して、円滑を図る意図はないかどうかというふうな質問、更に又この本法案の関連法案たる各種公園法の一部を改正する法案においては、いづれも今年の六月まで、要するに三ヶ月の期間延期を定めておるのであるに對して、この基本法たる本法案は一ヶ月の延長を図つておるのはどういふわけか、これを同じように三ヶ月、或いは六ヶ月に短縮する考えはないか、特別に一ヶ月とした理由はどういふかというふうな質問があつたわけでありませう。おの／＼これらに對しまして適当な答弁がありましておられます。その詳細は速記録に譲ることとしますが、特に答弁の主なるものは、現下の経済情勢において統制経済を機動的に行わなければならないので、統制の不必要になつた品目から統制を順次外して行く。統制の必要な品目については引續

き嚴重な統制を実施しなければならぬ必要がある。本法の有効期限を一年としたのもこの理由であるのだ。又その運用面について十分検討して、臨時本法及びこれに基く規則及び制度などの改革を行なつて、又國會の意思をも十分採り入れ、更に物資需給の民主化については、関係方面との折衝によつて委員会の委員の言われた内容をも十分に考慮して、御趣旨のごとく民間の意思も採り入れるように努力する所存であるといふふうな答弁がされたわけでありませう。更に同法に基いて商工省に臨時設置されました物資調整官制度について、行政官廳より監察報告を聴取いたしました。又同時に民間の業者代表からも懇談的ではありましたが実情並びに意見を聴取して、この運用状況を検討するなどの措置も委員会において行いましたわけでございます。

このようにして質疑を終つて後に討論に入つたわけでありませうが、討論に入りまして特に帆足委員より次のような非常に強硬な意見がありました。即ち同法は附加えたいと思つて、即ち同法は戰時中の國家總動員法にも匹敵する廣汎な委任立法であるから、この法律については統制品目の範囲、統制の方法、機構人員の配置、費用等について、それが公正且つ能率的に行われる見通しと保証が必要である。従つて國會と行政官廳との関係、本法運用の過去の実績及び現状について、十分な審議期間を置いて慎重に検討する必要がある。現状においては、その運営の実情は遺憾ながら所期の効果を収めてはいない。物資需給の不適當、券券事務の遅延及び不正等が繰出しておりまし

て、流通秩序は混乱し、経済統制の權威を著しく失墜せしめておる。以上の諸点並びに同法の運用に関する国会と政府との関係、経済団体の合理的な活用等の問題を十分検討して、運営の実情を改善し、同法に対する所望の改正を速かに政府において準備すべきであるという趣意を強く要する旨が附されて、本法修正案はすでに時期が非常に切迫しておるので、止むを得ないから通過せしめるといふ、非常な希望意見を附した賛成意見が述べられたわけでありませぬ。

大い藤井委員、三木委員、奥委員の各委員からも大体同様の趣旨の討論がありまして、採決に入つたわけでありませぬが、おの／＼意見は、同じような、大体似たような、今の現状と経済統制の現状に対するまずさ、或いはこれに対する希望意見が強く述べられ、同様な検討で討論が終つたわけでありませぬが、採決に入りますと、全会一致で改正法律案を可決すべきものと決定をしたわけでありませぬ。

簡単に述べまして後は詳細は速記録に譲りたいと思ひますが、この法案につきましては内容の規定するところが非常に重大であります関係上、私の委員長の報告におきましても、委員会に述べられました意向の中心的なものを強く強く要請して審議の便に供して頂きたい、という各議員からの熱烈なる要望もありますので、討議の主なるものを報告いたしまして報告に代えたいと思ひます。以上簡単でありますけれども臨時物資供給調整法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過と結果を御報告いたしました。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。
〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第三、内閣行政組織法の一部を改正する法律案、日程第四、郵政省設置法の一部を改正する法律案、日程第五、電気通信省設置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

審査報告書

内閣委員長 河井 彌八

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年三月三十日

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- カニエ邦彦 三好 始
- 荒井 八郎 中川 幸平
- 藤森 眞治 稻垣平太郎
- 堀 眞琴 町村 敬貴
- 城 義臣

要領書

一、委員会の決定の理由
行政機構の刷新、簡素化及び人員整理の問題は、今日わが國にとつて極めて重大な問題であつて、国会及び政府は目下慎重に研究を進め最善の成案を得て、これを断行する必要があるであつて、その準備に万全を期する意味においても、本法の施行期日を延期することは適当な措置と認められた。
二、事件の利害得失
本法の施行期日を四月一日から六月一日に延期することによつて各省廳の設置法及び定員法の施行予定期日を本年六月一日までに延期することとし更に行政機構の刷新及び人員の整理に関する問題を慎重に検討し、これが万全を期することができる。

三、費用
本法施行のためには別に経費を要しない。
内閣行政組織法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月二十九日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿
内閣行政組織法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

参議院議長 幣原喜重郎
内閣行政組織法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

内閣行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第二十三條、第二十五條及び第二十七條中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕
郵政省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月二十九日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕
電気通信省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十四年三月二十九日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿
電気通信省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月二十九日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

電気通信省設置法の一部を改正する法律案
電気通信省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔河井彌八君登壇、拍手〕
○河井彌八君 只今議題となりました内閣行政組織法の一部を改正する法律案、郵政省設置法の一部を改正する法律案並びに電気通信省設置法の一部を改正する法律案、この三案につきまして内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。この三法律案は予備審査のために一回、又本審査のために一回、即ち昨日日本審査を開きまして審議を加え、そして全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。

さて、この三法律案の改正の点を申し上げます。三つの法律案を通じて改正の要点は一つであります。即ち施行期日が昭和二十四年四月一日とありますのを改めまして、六月一日にするという点であります。行政整理は國民の要望であります。政府が掲げてお

るところの最も重要な政策の一つであります。この三法律案につきまして政府の説明を聞いたのであります。政府はこの行政整理を執行いたしますために、徹底的にこれが調査を進め、すでに行政整理本部なるものを設けまして、而して行政機構の刷新、簡素化を図り、それと同時に各省各廳の職員の人員の整理を断行するために、十分の審査を進めておるのであります。併しながら國家行政組織法という行政組織の基本法律そのものが四月一日から効力を発生するというに改められまして、これが昨年の末の國會を通過いたしました法律によつて、一月一日とあるのを四月一日と改められたのであります。今回この行政整理の準備の状況を見ますのに、この四月一日ではどうしても間に合わないという事は明瞭であります。従つてこの國家行政組織法の施行期日をば適当な期間を與えるために六月一日に延長せんとするといふ意味であります。そして國家行政組織法の期日を六月一日に延長いたしましたので、その間に各省各廳等に通過するそれらの行政機構改正案を作りまして、そしてこれを國會に提出せんとするのであります。

又郵政省、電氣通信省設置法は、御承知のごとく、これ又昨年の末に國會を通過いたしましたので、法律となつたものであります。そしてこの施行期日はいずれも四月一日ということになつておるのであります。併しながらこの同省又整理の対象となるべきものであります。それが四月一日に施行せられるという事は甚だよろしくないのではありません。従つて四月一日に整理する案と同様に六月一日までに整理するという考案を以ちまして、取敢えず四月一日という施行期日をば延期する趣旨であります。政府の説明は單に施行期日を延ばすということに止まるのであります。その各法律そのものの内容についてどうするということの意思は今持っておらないのであります。これは他日の國會の審議に譲ることになつておるのであります。委員会はこの説明を聞きまして、いずれも止むを得ざる妥當なものとかように考えまして、全会一致を以てこれを可決すべきものと決定した次第であります。この段御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第六、日本國有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長板谷順助君。

審査報告書

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年三月二十九日

運輸委員長 板谷 順助

参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

小野 哲 飯田精太郎
高田 寛 結城 安次
小泉 秀吉 大隅 憲二
入交 太藏 植竹 春彦
内村 清次

要領書

一、委員会の決定の理由

日本國有鉄道の設置は、運輸省の機構を根本的に改変するもので、運輸省設置の法律と不可分の關係にあり、國家行政組織法の施行が六月一日に延期されるため、その施行期日を同一期日にしたもので、事情やむを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

運輸省設置法との同時施行を期するため、やむを得ない措置である。

三、費用

この法律実施のため、別段の經費を要しない。

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月二十九日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄殿

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

日本國有鉄道法の一部を改正する法律

日本國有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「三月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

附則第一項中「四月一日」を「六月一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 只今議題となりました日本國有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。この法案の内容は極めて簡單でありまして、即ち國家行政組織法の施行の延期に伴ひまして、四月一日になつておつたものを六月一日に変更するわけでありまして、委員会におきましては慎重審議の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしました。尚この際一言諸君の御了解を得て置きたいことは、今回の國有鉄道法案は独立採算制を確立する意味におきまして運輸行政の一大変革であります。従つて委員会におきましても非常なところの関心を以て検討を加えたのであります。原案においては幾多の欠陥を見出したのであります。そこで委員会といたしましては、十一月の三十日に修正案を提出することに用意をいたしましたのであります。その際關係方面の指示によりまして、今後においてこの案を修正することはよろしいから、とにかくにも通せといふことで、その当時原案を委員会において決定した次第であります。恐らくはこの法案に對し、即ち施行期日以前において運輸當局より定めし修正案が提出されることと思つておられますが、若し政府が提案せざるにおきましては、委員会において議員の権能において修正案を提出する用意あるといふことを予め御承知置きを願つて置きたいと思つてあります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。議事の都合により午後二時まで休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後三時七分開議

二、事件の利害得失

金資金の運用を円滑ならしむる利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要しない。

〔少数意見報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月三十日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

金資金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「六億円」を「三十二億三千三百万円」に改める。

第九條を次のように改める。

第九條 本会計ニ於テ支拂義務ノ発生シタル歳出金ニシテ当該年度内ニ支出済ト爲ラザリシモノニ係ル歳出予算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル繰越ニ付テハ財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ大蔵大臣第一項ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲シタルトキハ会計検査院ニ之ヲ通知スベシ
第一項ノ規定ニ依ル繰越ヲ爲シタルトキハ当該經費ニ付テハ財政法第三十一條第一項ノ規定ニ依リ予算ノ配賦アリタルモノト看做ス
附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年三月三十一日

大蔵委員長 櫻内 辰郎

参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

- 九鬼紋十郎 米倉 龍也
- 木村禎八郎 黒田 英雄
- 油井賢太郎 伊藤 保平
- 木内 四郎 波多野 鼎
- 小宮山常吉 川上 嘉

要領書

一、委員会の決定の理由
前年の所得税の更正決定に対する処理、本年の所得税の予定申告書の提出に対する指導等につき若

干の準備期間を必要とするにつき、これ等の事情を勘案して、昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に關して特例を設けようとするものであつて止むを得ないものと認めらる。

二、事件の利害得失

この法律の結果國民の租税負担の公正、適確を期し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のために、別に費用を要しない。

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月三十日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

昭和二十四年に限り、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十一條第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年六月一日の現

況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十日までとする。

2 昭和二十四年に限り、所得税法第二十一條第六項中「三月三十一日」とあるのは、「五月三十一日」と読み替へるものとする。

3 昭和二十四年に限り、所得税法第三十條第一項に規定する第一期の納期は、同年六月一日から同月三十日限りとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました酒類配給公團法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十八日より三月三十一日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。酒類配給公團法は他の配給公團法と同様に本年四月一日を以てその効力を失ふものであります。酒類配給公團は昨年三月一日酒類配給公團法により設立せられ、爾來一ヶ年余その本来の目的たる酒類の適正円滑なる配給の外に、酒税の確保に相当な機能を發揮し、國家財政に大いに寄與して來たのであります。従つてこれを廢止するとしても、その受入態勢を整備

することは、國稅確保の見地から申すにせざるを得ないことであつて、その準備には少くとも三ヶ月を要する見込でありますので、酒類配給公團法の有効期間を差当り三ヶ月間延長しようとするのであります。さて本案審議に當り、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入り、伊藤保平委員より、酒類配給公團は生産者の信用と徴税關係において順調に運営されているが、公團が廢止されれば巨額の資金が必要であること、公平適正なる酒類の分配に支障を來すやうな公團を廢止し、これに代るべき信用し得る卸機關が三ヶ月の間には實現の可能が薄いこと、又私的独占禁止法及び事業者團體法の改正により緩和されても、尙相當の準備期間が必要である。これらの理由によつて本改正法律案には反対であるが、公團に代る機關の設立、納税保全の確立、仕入資金の金融面における援助、配給偏在の調整、密造並びに關取引の削減等に万全なる行政措置を講ずべきことを條件として、止むを得ず本改正案に賛成するとの意見が述べられました。かくて討論を終局し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。右御報告いたします。

次に只今議題となりました金資金特別会計法の一部を改正する法律案の大

蔵委員における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十九日より三月三十一日まで、慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。金貨金特別会計においては、その買上金額は常に拂下金額を超過しており、この買上の不均衡から生ずる資金の不足は、一般会計からの繰入金六億四百万円及び日本銀行からの借入金五億四百万円を以て補填しておりますが、いづれも限度金額に達し、今後の買上資金に不足を生ずることとなつたのであります。即ち昭和二十四年度の貴金属の買上予想額は三十七億二千七百九十万円、拂下見込額は十億九千四百九十万円でありまして、差引二十六億三千三百余万円の資金不足となりますので、これを一般会計から補填するため、現行の法定繰入限度額六億四百万円を三十二億三千三百万円に増額せんとするものであります。又従来会計規程に規定してありましたが、又従来会計規程に規定してありまして、昭和二十四年度の所得税の四月予定申告書は、本年六月一日の現況によりこれを記載し、六月一日より同月三十日まで提出することとし、又所得税の第一期の納期を、六月一日から同月三十日までにしようとするものであります。

さて本案審議に当り各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対し懇切なる答弁がございましたが、詳細は速記録により御承知を願います。かくて質疑を終局し、三月三十一日討論に入り、小川及三委員より修正意見がございましたが、採決の結果多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次に只今議題となりました昭和二十四年度の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月二十九日より三月三十一日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず本案の提案の理由及び内容について申し上げます。所得税の第一期の申告及び納期は、現在四月一日より同月三十日までとなつておるのであります。が税務行政の実情を見ますに、前年の所得税の更正決定に対する処理が四月及び五月に残つており、更に本年の所得税の予定申告書の提出に対する指導等につきましても若干の準備期間を必要としますので、これらの事情を勘案して、昭和二十四年度の所得税の四月予定申告書は、本年六月一日の現況によりこれを記載し、六月一日より同月三十日まで提出することとし、又所得税の第一期の納期を、六月一日から同月三十日までにしようとするものであります。

懇切なる答弁がございましたが、その詳細は速記録に譲りたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。右御報告申し上げます。(拍手)

議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。先ず金貨金特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

議長(松平恒雄君) 次に酒類配給公團法の一部を改正する法律案及び昭和二十四年度の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長黒川武雄君。

議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長黒川武雄君。

議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長黒川武雄君。

議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長黒川武雄君。

議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長黒川武雄君。

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和二十四年度一般会計暫定予算 昭和二十四年度特別会計暫定予算 昭和二十三年度一般会計予算補正(第三号) 昭和二十三年度特別会計予算補正(第三号) 予算委員会に付託 国鉄事業特別会計法の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託 本日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十三年度一般会計予算補正(第三号)可決報告書 昭和二十三年度特別会計予算補正(第三号)可決報告書 国鉄事業特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

議長(松平恒雄君) この際日程に追加して昭和二十三年度一般会計予算補正(第三号)、昭和二十三年度特別会計予算補正(第三号)以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長黒川武雄君。

昭和二十三年度一般会計予算補正(第三号) 右は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月三十一日 衆議院議長 幣原喜重郎 参議院議長 松平恒雄郎

議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長黒川武雄君。

議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長黒川武雄君。

議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長黒川武雄君。

ここに御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年三月三十一日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄殿

国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案

第三條第二項を次のように改める。
前項の資本は、これを自己資本、引当金及び借入資本の三種とし、自己資本は、これを固有資本と積立金とに、引当金は、これを減價償却引当金とその他の引当金とに、借入資本は、これを公債及び借入金とその他の負債とに区分する。

第九條第二項を次のように改める。
前項の歳入歳出予算実施計画書には、資産勘定、資本勘定、引当勘定、負債勘定、損益勘定、工事勘定等の中間勘定その他所定の勘定の区分を設けるものとする。

第二十四條第一項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、国有鉄道事業特別会計法(以下「法」という。)第二十四條の改正規定は、昭和二十四年度から、その他の規定(附則第三項、第四項及び第九項を除く。)は、昭和二十三年度から適用する。
2 改正前の法第二十四條の規定は、前項の規定にかかわらず、附則

第六項の規定による繰越使用に關しては、なお、その効力を有する。

3 この会計において支拂上現金に不足があるときは、昭和二十四年度に限り、法第六條に規定する一時借入金又は融通証券に代え、國庫余裕金を繰替使用することができ

4 前項の規定により繰替使用した金額は、法第六條第三項の規定にかかわらず、遅くともこの会計の閉止のときまでに、償還しなければならぬ。

5 昭和二十三年度中における物品の價格等の統制額の改定に基きこの会計において保有すべき貯蔵品の量に不足を生じたときは、同年度中において、貯蔵品の價格を改定し、これに因り回収する資金をもつて、貯蔵品保有量の増加に充てることができる。

6 国有鉄道事業特別会計の昭和二十三年度の歳出予算における陸運、陸運の用に供する機械器具の製造、修理その他の事業及び倉庫營業に關する監督、助成及び統制に關する經費並びに觀光事業の育成指導その他外客誘致に關する經費(以下「陸運監督費等」という。)は、同年度内に支拂義務が生じ支出済とならなかつたものは、昭和二十

十四年度のこの会計に繰り越して使用することができる。

7 前項に該当するものを除くの外、国有鉄道事業特別会計の昭和二十三年度の歳出予算における陸運監督費等で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十二條但書の規定により昭和二十四年度に繰越を要するものは、一般会計に繰り越して使用することができ

8 国有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する經費の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律(昭和二十三年法律第九十九号)第一條の規定により昭和二十三年度において陸運監督費等の財源に充てるため、一般会計からこの会計に繰り入れた金額から、同年度における当該經費の支出額及び支出未済額の合計額を控除した額に相当する金額は、この会計から一般会計に返還しなければならぬ。

9 日本国有鉄道設立の日の前日に於けるこの会計の欠損の累計額は、調整勘定として資産項目に計上するものとする。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題になりました国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る三月三十日より三月三十一日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。国有鉄道事業特別会計において、支拂のため現金が不足し一時借入金又は融通証券を発行しては間に合わないような場合には、昭和二十四年度に限り一時國庫余裕金を繰替使用する途を開かんとするものであります。次に昭和二十三年度中における物品の價格等の統制額の改訂に基きまして、この会計の保有すべき貯蔵品の量に不足を生じたときは、同年度中において貯蔵品の價格を改訂し、これによつて回収する資金を貯蔵品の保有量の増加に充當せんとするものであります。又昭和二十四年度中において日本国有鉄道が設立されますので、これに伴い若干の規定の整備をなさんとするものであります。さて本案審議に当り各委員より熱心なる質疑があ

り、政府亦これに対し懇切なる答弁がありました。詳細は速記録により御承知を願います。かくして質疑を終局し、三月三十一日討論に入り、小川友三委員より賛成、中要功委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。本日はこれにて延会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会は明日午後二時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時十八分散会
○本日の会議に付した事件
一、日程第一 公認会計士法の一部を改正する法律案

一、日程第二 臨時物資供給調整法の一部を改正する法律案
一、日程第三 國家行政組織法の一部を改正する法律案
一、日程第四 郵政省設置法の一部を改正する法律案
一、日程第五 電氣通信省設置法の一部を改正する法律案
一、日程第六 日本國有鉄道法の一部を改正する法律案
一、常任委員辞任及び補欠の件
一、外國爲替管理委員会委員長任命につき事後承認の件
一、外國爲替管理委員会委員任命の件
一、酒類配給公團法の一部を改正する法律案
一、金資金特別会計法の一部を改正する法律案

一、昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案
一、昭和二十三年度一般会計予算補正(第三号)
一、昭和二十三年度特別会計予算補正(特第三号)
一、國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長	松平 恒雄君	田村 文吉君	王留吉之丞君	安達 良助君	高橋 啓君
副議長	松嶋 喜作君	寺尾 博君	一松 政二君	小林 勝馬君	中平常太郎君
濱田 寅藏君	西田 天香君	藤野 繁雄君	帆足 計君	内村 清次君	大隈 信幸君
小川 友三君	阿竹齋次郎君	北條 秀一君	穂積貞六郎君	門屋 盛一君	鈴木 順一君
市来 乙彦君	井上なつゑ君	岡田喜久治君	小野 光洋君	奥 圭一郎君	門田 定藏君
岩本 月洲君	宇都宮 登君	結城 安次君	植竹 春彦君	林屋龍次郎君	中井 光次君
江熊 哲翁君	小野 哲君	藤井 新二君	北村 一男君	大野 幸一君	伊藤 修君
加賀 操君	柏木 康治君	川村 松助君	浅岡 信夫君	赤松 常子君	岩崎正三郎君
鎌田 逸郎君	河井 彌八君	堀 末治君	西川甚五郎君	島 清君	板野 勝次君
來馬 琢道君	小杉 イ多君	大島 定吉君	鈴木 安孝君	細川 嘉六君	岩間 正男君
西郷吉之助君	佐藤 尙武君	寺尾 豊君	草葉 隆圓君	兼岩 傳一君	千葉 信君
新谷寅三郎君	鈴木 直人君	石坂 豊一君	榮田 政次君	木村福八郎君	堀 眞琴君
竹下 豊次君	高田 寛君	小杉 繁安君	板谷 順助君	中村 正雄君	太田 敏兒君
高橋龍太郎君	伊達源一郎君	今泉 政喜君	松野 喜内君	塚本 重藏君	村尾 重雄君
中川 以良君	野田 俊作君	黒川 武雄君	深川タマエ君	千田 正君	藤田 芳雄君
早川 慎一君	堀井 伊介君	木内キヤウ君	大隅 憲二君	羽仁 五郎君	山田 節男君
藤井 丙午君	町村 敬貴君	平岡 市三君	城 義臣君	若木 勝藏君	栗山 良夫君
三島 通陽君	宮城タマヨ君	深川榮左エ門君	星 一君	川上 嘉君	丹羽 五郎君
村上 義一君	矢野 西雄君	仲子 隆君	中川 幸平君	吉川末次郎君	河野 正夫君
赤木 正雄君	赤澤 與仁君	重宗 雄三君	西山 龜七君	田中 利勝君	三好 始君
安部 定君	飯田精太郎君	伊藤 隆治君	佐々木鹿藏君	米倉 龍也君	佐々木良作君
伊藤 保平君	奥むめお君	境野 清雄君	淺井 一郎君	和田 博雄君	三木 治朗君
岡部 常君	岡本 愛祐君	廣瀬與兵衛君	左藤 義詮君	和田 博雄君	三木 治朗君
岡元 義人君	木下 辰雄君	小串 清一君	水久保延作君	木下 源吾君	青山 正一君
九鬼敏十郎君	楠見 義男君	尾形六郎兵衛君	木槍三四郎君	駒井 藤平君	岩男 仁藏君
山田 佐一君	中山 壽彦君	木内 四郎君	鬼丸 義齋君	鈴木 憲一君	岡村文四郎君
島津 忠彦君	島村 軍次君	櫻内 辰郎君	油井賢太郎君	厚生大臣 林 讓治君	
下條 康麿君	宿谷 榮一君	石川 一衛君	小畑 哲夫君	運輸大臣 大屋 晋三君	
大野木秀次郎君	遠山 丙市君	竹中 七郎君	入交 太藏君		

政府委員

通信大臣 小澤佐重喜君

經濟安定
政務次官 中川 以良君

大藏政務次官 田口政五郎君
労働政務次官 宿谷 榮一君

定價 一部 四円五十銭
送料 実費

所行 猪

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替 東京一九〇〇
印刷 局
圖書課